

第5回長野県産業イノベーション推進本部会議 要旨

日 時：平成25年11月20日（水）

9時30分～10時00分

場 所：長野県庁 本館棟3階 特別会議室

出席者：阿部知事、加藤副知事、伊藤教育長、久保田危機管理監兼危機管理部長、原山企画部長、岩崎総務部長、眞鍋健康福祉部長、山本環境部長、太田商工労働部長、野池観光部長、中村農政部長、塩入林務部長、北村建設部長、岩嶋公営企業管理者職務執行者企業局長

<知事挨拶>

- ・第5回のイノベーション推進本部会議ということで、一言挨拶を申し上げる。
- ・まず、この間各部において規制改革の提案、特区の提案を検討して、取りまとめて国に提案をしてもらいましたこと、大変ありがたいと思う。
- ・政府全体、国全体で日本の産業競争力を強化していこうという中で、今までどおりの取組みを繰り返しているだけでは他の地域や他の県との競争に勝ち残っていくことはできないだろうと思っている。そのような意味では、この産業イノベーション推進本部会議は部局の壁を乗り越えて、長野県のしあわせ信州創造プランで掲げている「貢献」と「自立」の経済構造への転換、全力で、そして県民、企業の皆さんの考え方を十分踏まえて取り組む必要があるということで設置をしているので、是非そうした趣旨は改めて各部長の皆さんには認識をした上で、引続き積極的な取組みをしていてもらいたいと思っている。
- ・また、政府全体の産業競争力会議とは別に地方の産業競争力協議会を設置していこうということになっている。長野県は関東地方それから東海の両方の競争力協議会に参画しようということで進めてきているので、是非こうした長野県よりも、もう少し広い地域全体で産業を元気にしていくという視点も持ってもらいながら、一緒になって進めていただきたいと思っている。
- ・景気動向については、回復の兆しが見えてきたという状況ではあるが、まだまだ厳しい状況があるので、当面の経済対策にもしっかりと意を用いてもらいながら、もしかしたら中長期で産業構造を転換していかなければいけないということもしっかり認識を共有してもらった上で、進めていきたいと思っているので、よろしく願います。

<報告（構造改革特区の新たな規制の特例措置の提案状況について）>

（各提案を担当する本部員等から報告）

（企画部長）

- ・企画部からは自家用有償旅客輸送（過疎地有償運送）の実施主体の要件の緩和ということを提案している。
- ・輸送を業として行う場合には国土交通省の許可が必要となるので、原則として自家用車いわゆる白ナンバー車両で運賃を取って人を運ぶということは認められていないが、国によるその営業許可制度の例外として、自家用車による有償輸送が認められているものがあり、その1つがこの過疎地有償運送である。
- ・過疎地有償運送は過疎地域など公共交通の空白地域において、住民から実費程度の料金、だいたいタクシー運賃の概ね2分の1が目安だが、徴収して行う輸送サービスで、許可ではなく国土交通省への登録が必要になるというもの。
- ・求める措置の概要は、記載のとおりこの自家用有償旅客運送の運行主体、現状では民間支援団体、

農業協同組合、商工会議所、NPO法人などに限定されている。そこで県内に数多くある宿泊施設などの送迎バスを活用した輸送サービスを、この過疎地有償運送として認めてほしいという内容。

- ・提案理由は、県内の中山間地の多くは、いわゆる公共交通の空白地帯。一方で、県内の中山間地域には数多くのホテル、旅館等の宿泊施設などがある。利用者を対象とした送迎サービスが実施されている。そこでこれらの送迎バスによる有償運送が可能となれば、公共交通の空白地帯において、貴重な交通手段が確保されることになる。
- ・代替措置は、この過疎地運送を認める場合には、関係者による運営協議会、これは市町村ごとに設置するが、交通事業者、地域住民の代表、国土交通省、県、市町村が入ったこの運営協議会の協議が整ったものを対象とするので、今回のものについても、協議の整ったものだけが対象となり、従って、全ての点において、現行の自家用有償旅客運送に関する規定を適用することから、安全面等における危険は何ら生じないということと考えている。

(健康福祉部長)

- ・2の医療機器製造販売業における品質保証責任者の資格要件の緩和について説明する。
- ・趣旨は医療機器製造販売業に参入する企業を増やしたいということ。
- ・求める措置の具体的な内容は、種別を第3種。第3種というのを説明するが、これは非常にリスクの少ない、例えば絆創膏とかミラーレンズ、ピンセットとか、こういった医療機器を作る、そのような体への侵襲性が少ないものを作る企業に限定をして、実はそのような企業に対しても、今品質保証責任者として3年の実務経験を有する者を配置しなければ参入できないという規制があるが、そこを緩和したらどうかというもの。
- ・代替措置として右下に書いてあるが、企業としては管理体制を実施して、基準をクリアしたものを認定するという仕組みにすれば、安全性は担保できるのではないかと考えている。

(環境部長)

- ・環境部からは特定外来植物の運搬規制の適用除外を提案している。
- ・アレチウリなどの特定外来植物については、拡散を防ぐという観点から国、県、市町村が関わる場合などを除き、その移動が禁止されている。このことが地域の自主的な活動の広がりを阻害している大きな要因の1つとなっている。そこで対象植物をビニール袋に入れて、種等の拡散防止対策をしている場合は、規制の適用除外とするように求めるもの。
- ・効果としては、地域の自主的な活動の広がりが大いに期待できるということ。
- ・それから代替措置としての法の趣旨である拡散防止については、運搬時に対象植物をビニール袋に入れて拡散防止対策を行うことにより、規制を解除したとしても、法の趣旨は十分担保できるものと考えている。

(産業政策課長)

- ・それではナンバー4から8までを説明する。
- ・まずナンバー4から6は、信州大学工学部を拠点とした水浄化の研究開発に関するもの。今年の10月30日に文部科学省から助成対象として採択されたもの。具体的には4の提案理由にあるように、信州大学が民間企業と共同で海水や油を含む水から、油や塩分等を除去し、生活用水、工業用水、農業用水として利用するために、物質を分離する新たな膜を作り、これを水処理プラントとして開発するというもの。
- ・県としては、この事業を支援することにより、目的として研究開発整備、各環境整備ということからこの3つの提案をしたところ。
- ・まずナンバー4は、海外技術の導入に関しては安全保障貿易管理制度というものがあるが、その手続きの簡素化、迅速化の提案になる。
- ・提案理由の3行目以下に書いてあるように、今後研究が進むとカーボンナノチューブ等を利用し

て、試作した水処理膜のサンプルを海外に輸出して、共同研究するというケースも考えられるが、先端材料など軍事転用の恐れのある材料を輸出する場合には、この安全保障貿易管理制度による手続きが必要となるため、既に大学と共同研究を始めている企業からは、この手続きが非常に煩わしいということで、サンプルの輸出をあきらめたというような話もあるので、今回研究開発がスムーズにいくように手続きの簡素化、迅速化を提案するもの。

- ・ナンバー5であるが、こちらは今のプラントで研究目的として排水を扱うが、これが廃棄物処理法に絡むということで、この手続きの簡略化、迅速化を提案するもの。
- ・提案理由の3行目以下に書いてあるように、大学内の実証プラントにおいては、様々な水質を踏まえた実証試験を行うためには、国内の工場からの排水、これは産廃に該当するわけだが、これを搬入したり、または海外から油を含んだ水を一定量輸入するということが必要になってくるが、これはいずれも廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃掃法に基づく手続きが必要になるということであり、この手続きの迅速化などを求めるもの。
- ・ナンバー6は、研究目的化学物質の化審法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律があるが、これの手続きの簡略化と審査迅速化の提案。
- ・実施内容や提案理由のところにも全体的に書いてあるが、今回の研究開発ではカーボンナノチューブや新しい化学物質の利用により、新規材料が創出される可能性が高くなるが、例えば材料サンプルの製造企業が大学と共同開発した材料により、水処理膜を試作して、他の参加企業や研究機関に持ち込むという場合には、年間1トンを超える場合になると、化審法の対象になる。今後、大量に実証データが必要になると考えられるので、そういった点において、研究開発、試作、実証までのプロセスを円滑に行えるよう、化審法の手続きの簡略化、迅速化を提案するもの。
- ・続いてナンバー7は、火薬類を用いて製造される製品（火工品）の無許可製造に関わる適用範囲の拡大の提案。
- ・実施内容の3行目に書いてあるが、野生鳥獣の被害対策のために、動物生態調査用遠隔測定テレメトリー発信器というものが使用されている。これはクマとかシカの首輪にGPSを付けて、行動情報を把握し、それを電気導火線ということで遠隔操作、スイッチを押すことにより、首輪が落ちる。それを回収して動物の実際の活動データを収集するというもの。その中に1件当たり30ミリグラムの火薬を使っている。日本の現行法によると、少量の火薬を用いるために堅牢な火薬庫あるいは製造設備が必要になるということで、過剰となると思われる手続き、技術基準が定められているというようなことで、実際には現在これを行っている研究者は、ヨーロッパ製など輸入品に頼っているというような状況であるので、軽微な火工品の製造においては無許可で製造できるような範囲を拡大してもらいたいという要望。
- ・ナンバー8は、職業能力開発短期大学校から大学への編入学ということ。
- ・提案理由にあるように、大学への編入学については学校教育法の規定により、短期大学などの卒業生を対象として定められているが、職業能力開発促進法に基づく職業能力開発短期大学校、長野県では長野県工科短期大学校が該当するが、これの専門課程修了者は認められていないということ。
- ・一方、農業大学校や林業大学校については、大学への編入学が認められている。
- ・単位についても、以前長野県としては提案していて、これも認められるまでに7年が経過しているわけだが、今回は編入学を認めていただきたいという提案。
- ・代替措置に書いてあるように、本県の工科短期大学校については、そこに記載してあるように、非常に優秀な教授陣、そして授業も多く、充実しているということもあるので、是非とも認めていただきたいと考えている。

(観光部長)

- ・それでは9番。分野を限定した通訳案内士制度の創設。

- ・現在通訳案内士は2種類あり、全国対象の試験と、都道府県全域対象の地域限定試験と2つある。
- ・一方、政府の成長戦略でも、2030年訪日外国人3,000万人という目標を掲げているが、通訳案内士の数は国全体でも、長野県でも足りなくなることが推測される。
- ・そのような中で、外国の方が日本に来て求めるもの、それは日本全体の一般的な歴史文化等の知識、長野県全体の知識というよりも、その土地に来たら、その土地の、その施設の、そのアクティビティの深いうちくや専門知識を知りたいということが、旅の満足度に繋がる。
- ・そのようなことから、分野や場所限定のいわゆるピンポイントガイド制度を創設したいということ。
- ・能力の実証については、県独自の語学試験を課すということではなくて、例えば実用英語検定やTOEICなどの試験があるので、一定のレベルの合格の確認をもって替えることができるのではないかという提案。

(林務部長)

- ・林務部からは狩猟の要件緩和ということをお願いする。
- ・求める措置は2つ。1つはわな猟を通年にする。もう1つは、その免許取得年齢を18歳に下げること。
- ・現在狩猟期間は11月15日から2月15日の3カ月ということになっており、現在狩猟期間中。これの期間を越えて通年で、知事が定める狩猟鳥獣に限り、これはイノシシとシカを想定しているが、これをわな猟については通年化するという。
- ・また、それらの免許取得年齢を現在20歳以上だが、これを18歳以上に下げるという2点。
- ・農林業被害については、様々な対策によって5年連続で減少をしているが、まだ高山帯や希少野生動植物、そういったものを含めて影響は計り知れないところがあるので、とりあえず個体を減らすことを最優先でやっている。そのような意味では狩猟の期間延長、また年齢を引き下げることによって、個体数を有効に減らすことができると考えている。
- ・また、ジビエ利用についても、わな猟で捕ったものについては、ジビエにも使えるため、そうしたことにも資すると考えている。

(建設部長)

- ・建設部から2点について説明する。
- ・まず1点目、県管理ダムにおいて新規に小水力発電を行う場合の要件の緩和について。
- ・現在長野県が管理する多目的ダムは16あるが、このうち11のダムについては発電を行っていない。しかしながら、この発電を行っていないダムにおいても、未利用の河川水が流入していること、また大きな落差があるということで、施設の放流管等があるなど、ある程度の規模があれば水力発電を行なう環境が整っていると思っている。
- ・現行制度では、現段階で発電をしていなかったダムに発電事業者が新規参入する場合には、国に対して協議及び補助金の返還が必要になっている。結果として、ダムの建設費まで遡って建設負担が生じるなど、参入団体にも多額の費用が必要となり、民間事業者の新規参入を困難なものにしている状況。
- ・今回の提案は、県営ダムに関し、関係事業者の合意の上で、新たな事業者の負担額を決定できることとして、自然エネルギーの普及拡大を図るという趣旨である。
- ・次に都市公園施設の設置要件の拡充について。
- ・現行の都市公園法では、公園管理者及びそれ以外の者が設置できる施設、または占有できる施設が公園の効用を全うするためのものに限定されている。都市公園は、そもそも防災や運動、レクリエーション等の機能を有する公共スペースであるが、これらの機能を更に有効利用することで、少子高齢化時代を背景とした地域の課題、例えば子育て支援や世代間交流支援などの使途に成り得るものと考えている。

- ・今回の提案は、この都市公園法の設置要件の拡充を行い、公共性を認められるものの、現行法では設置できないとされている施設、例えば児童館や保育所、介護老人福祉施設等の設置を可能とすること、また、このような施設の設置が認められれば、これらを災害時の避難所としても活用できるという内容。
- ・今回の提案が認められれば、各種の地域課題への対応が可能となるとともに、災害時の対応の充実あるいは都市公園の利用促進につながると考えている。

<議事（「規制改革・特区」提案への対応等について）>

（商工労働部長）

- ・県民の皆様や企業の皆様からいただいた、規制改革に関する要望の中で、構造改革特区の新たな規制の特例措置として提案を検討したものの、特区制度になじまないということで、国に対する要望に切り替えたというような案件が3件ある。これらについて、関係部で要望の概要をまとめていただいたため、本部員から内容について簡潔に説明をお願いしたいと思う。

（健康福祉部長）

- ・資料の1枚目について説明する。
- ・保険制度、医療保険と介護保険があるが、その中で介護保険で保険給付サービスとして、福祉用具、具体的には車いすとか杖とか、このようなものを貸与するということが給付対象となっている。
- ・ただ、この介護報酬の改定が3年に1回、これは保険料の見直しが3年に1回なので、その3年に1回のタイミングでしか保険の給付として審査されて、対象にならないという状況について、これをなるべく短く、あるいは随時に保険の給付対象とするようにしてほしいということで、これは是非やっていただきたいということで要望したいと思っている。

（農政部長）

- ・農業用水を活用した小水力発電に係る河川法手続きの簡素化というもの。
- ・現在、小水力の発電に係る手続きの簡素化については、内閣府の規制改革実行計画の中で、国土交通省と農林水産省が協調して、今年度内に作業を進めるということとされているが、権利については2つあり、許可水利権を利用した従属発電の登録手続きについては、既に法改正が行われ、来月施行される見通しとなっているが、この関係については具体的な提出書類の簡素化などについて、さらに要望しているもの。
- ・2つ目は慣行水利権。本県の農業水利権の内、86%強が慣行水利権ということで、この従属発電については、まだ登録制などの導入が決定されていない。このことも早期導入するように、法の改正を行うように要望するとともに、上段と同様に法律上の手続きの簡素化も行っていただく。
- ・実際に慣行水利権の従属発電の調整については、10年間程度の必要な用水量に関する資料を求められるなど、大変期間を要する実態となっているため、これを改正していただくもの。
- ・農林水産省と国土交通省が連携しているので、農林水産省側から12月に開催される耕地課長会議等において要望を行う。
- ・次に租税特別措置法における規制の緩和。
- ・6次産業化推進協議会などを立ち上げ、各地で6次産業化を進めようとしているところだが、本県には山村地域に指定されている市町村が77市町村のうち49市町村であるが、なかなかこの租税特別措置法による施設等の特別償却に該当するものがでてこない状況である。現行制度は山村地域における製造業の機械と建物、それから旅館業の機械と建物、いずれも2千万円超のものについて対象になっているが、今後6次産業化を進める上では、農林水産物等の販売の業に供する施設を追加していただくことが必要というように市町村からも要望があり、併せて2千万円超という取得価格の要件についても撤廃して欲しいということ。これらを踏まえて、27年度の税制改

正要望として持ち上げていただくよう、来年4月に農林水産省を経由して税調の方へ持っていくという予定。

(商工労働部長)

- ・それでは各部において要望書を作成していただき、適切な時期に国に対する要望を行っていただくようお願いする。続いて、県民や企業の皆様からいただいた、その他の規制改革に関する要望の対応状況について、産業政策課長から説明する。

(産業政策課長)

- ・資料3をご覧いただきたいと思う。
- ・これは「規制改革・特区の検討状況等」ということでまとめさせていただいたもの。
- ・1にあるように「県に寄せられた提案件数」ということで、産業イノベーション推進本部を設置して以降、県でお受けした要望を一覧にまとめたもの。件数は101件。内の79件は9月に地方事務所商工観光課が県の製造業者に御用聞きに伺い、要望いただいたもの。内35件については、提案者の意向により、公表しないしてほしいということで伏せている。
- ・現在の検討状況については、区分①が「国へ要望・特区提案済み」のものということで、これが12件。②が「国へ要望・特区提案準備中」ということで、これが6件。③と④は県で対応できるというもので、③が「県で対応済み」が14件、④は「県で対応準備中」は今のところない。⑤が「現在方向性を検討しているもの」で3件。⑥が「現行制度で実現可能」というものが16件。⑦が「対応困難」というものが21件。⑧については、提案者などに詳しく内容を聞いたところ、これは要望として上げなくて結構ですということで取り下げさせていただいたものが9件。⑨は地方事務所を通じて御用聞きしたもののなかで、内容がまだよく分からないものがあったため、こちらについては、現在内容を確認中。これについては内容が確認でき次第、検討の上、方向性を決めさせていただくというもの。従って、現在ご覧になっている表については、⑨の内容を確認するものを含めていないため、それ以外の81件の内、15件が公表しないものであるため、現在は66件ということになる。
- ・県とすると、今こういった方向で検討が進んできているので、提案していただいた方に対し、検討結果をまだお返しできていない部分もあるため、そちらを至急回答させていただき、ホームページ等で掲載して、県民の方、そして企業の皆様との情報共有を図り、規制改革に取り組んで参りたいと考えている。

(商工労働部長)

- ・ただ今の説明について、質問、意見等があればお願いします。
- ・それでは、公開できるものは公開し、県民の皆様と問題意識を共有したいと思うので、また、現在検討中、内容確認中といった案件については、スケジュール感をもって対応したいと思うので、各部においても対応をお願いしたい。

(知事)

- ・これは検討状況をまとめ、商工労働部中心に整理してもらったので、取組み自体は非常に評価しているが、この県で対応済みとか、現行制度で実現可能というところの記載を見ると、この人が言っているケースは大丈夫です、あるいはケースバイケースで判断というのは規制改革に対する対応としては十分ではないのではないかと思います。

(産業政策課長)

- ・まずは、内容を詳しくお聞きしたところ、案件によっては先方の方々が出来ないと思っていたことが、県の中で対応できることが分かってきたので、このような書き方をした。また、ケースバイケースというのは、先方に一度お返しして、再提案をお願いしている案件も③の「県で対応済み」に区分しているのをご指摘いただいたとおり、完全に解決していないものも含まれている。区分の整理の仕方も工夫して変えたが、知事が言われたとおり、100%終わっているものと、そう

でないものがある。

(知事)

- ・各部と調整しているのは重々承知の上で言っているが、例えば3ページ目の「露天営業の許可の緩和」については、「個々の事例について最寄りの保健福祉事務所へ協議していただくこととしました」とあるが、これは結局屋外での露天営業は、どのような場合に出来て、それは今の現状に対して必要十分な規制なのか、変える余地があるのか、どのような感覚なのか。

(健康福祉部長)

- ・露天営業では食品を提供するので、衛生基準が当然あるが、1日、2日お祭りで出す物は少し緩い基準になっていて、出す品目も限定されている。出したい物がある場合に、県で基準を決めているところがあるが、今回相談いただいた中では、出したい物に関しては、県の基準で出せるということにした。

(知事)

- ・先ほど問題提起したとおり、個々に相談しなければ、判断出来ないものもあるかもしれないが、出来るだけオープンなルールにしておくことが大事だと思う。露天営業をやる時に、これは守ってもらわないといけないが、ここに関しては我々としては柔軟に考えますと。県民にこれをオープンにした時に、この対応や回答では、県はどのような方針なのかよく分からない。この人との間では、話がついているのかもしれないが。
- ・例えば、これは商工労働部自体の話なので、商工関係の案件も多数出ていて、基本的に同じような視点が多いが、「市の条例で準則を定めることが必要であることから、市に情報提供を行いました」というのは、結局、県は何も判断しないから市が考えてということか。後段に町村の話が出てきて、実態を把握して判断すると。前段の市の部分は何を情報提供するのか、どのような方向で、どのような考え方で情報提供するのかによって、全然県民の問題意識に答えているのか、答えていないのか、この表現だけだとよく分からない。

(産業政策課長)

- ・4～5ページを見ていただくと、47、48、50、51、52番については、いずれも要望された事業所の所在地が市の領域内であった。工場立地法では、準則を定められるのは、県の場合は町村部に限定されているので、県としては、要望について市へも伝えたところ。権限外のことなので、情報提供に留めた。知事からも指摘があったように6ページの49番については、県の所管領域として、町村部については県が準則を定めることが出来ることになっているので、現在、町村に対する意向調査を行っている。今月中にまとめ、その結果を踏まえて、その是非を判断することになっているため、権限があることと、ないことは分けてやる必要があると思う、こういった形で整理した。

(知事)

- ・最後は条例なのか。準則というのは。

(産業政策課長)

- ・緑地は、その他の部分も含めて20%とか25%とか決められているが、地域の状況に応じて15%とか10%に緩和できることになっている。それは法律上、市の部分は市の条例で、町村の部分は県の条例でと分けられている。権限が分けられているので、私どもは、いただいた要望を所管している関係市へ伝えさせていただいたところ。県が所管する町村部分については、現在、町村に意向を聞いているので、それを踏まえて県として判断したいと思っている。

(知事)

- ・言っていることは分かるが、県の方針としては弱いのではないか。権限が無いにしても、町村部分は県が行っているのだから、県としての方向性をしっかり考えた上で、市町村とも問題意識を共有して、市町村にも働きかけていく方向付けが必要ではないか。

(商工労働部長)

- ・各市町村の立地担当の課長会議も行っているので、県の方針を示した上で、それぞれの状況についてお願いしていきたいと思う。

(知事)

- ・農地法の規制緩和は、知事会レベルでは、国が農地転用の許可権を地方に委譲すべきであると言っており、地方公共団体としてもポジティブに対応しておかないと、国に何か言えば、地方だってポジティブに工夫してないのではないかという話になりかねないところ。例えば、太陽光パネルの設置が困難だというのは、農地に再生できるものは農地として利用すべきであるが、ここのルール化はどのような考え方なのか。

(農政部長)

- ・既に再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案では、市町村が実施計画を定めた区域については、転用許可を受けたものとみなす規定が含まれているので、この施行により計画的に市町村区域内で農地を活用するものについては、ご指摘をいただいているような事象を対象にしながら考えている。

(知事)

- ・いつ施行されるのか。

(農政部長)

- ・要は、企業の皆様方の発電計画の計画性と農地利用制度の調整機関の計画スパンのずれから発生しているものがほとんどであり、実際には調整をすればその計画の調整が行われる管内であれば、ほとんど上手くいくと思う。しかし、即座にやりたい方々の問題が問題意識として出てきており、市町村計画を計画性を持って行ってもらうことにより、多くの部分は解消出来ると思う。

(知事)

- ・今挙げたところだけ言っているのではなくて、一つは規制改革や規制緩和が、行政の不透明性、規制があって面倒くさい、余計な規制なのではないかという論点と、個別に相談すればやれるかもしれないが、しっかりやれるかどうか事前に分からない、というところをもっとはっきりさせる必要があるのではないか。このような観点で県の対応のところを、もう少し我々の考え方や方向性が分かるような表現にしてもらいたい。
- ・対外的に出していく時には、例えば農地、再生可能エネルギーの話であれば、この関連の要望が他にもあるが、市町村にも法の趣旨や企業、住民からの意見を伝えた上で、しっかり取り組んでもらいたいと県からも市町村に言っていかなければならないものもある。そこは、今までだと各部から各市町村担当へだと思うが、産業イノベーション推進本部は部局横断的に行っているので、県民に対しての打返し・整理、市町村に対しても協力要請などセットで、事務局で検討してもらえないか。

(商工労働部長)

- ・今の、分かりやすさ、県の方向性、市町村への対応、これらは市長会、町村会とも調整しながら県としてリスト提言みたいな形で考える。

(知事)

- ・観光部の旅行業の規制緩和は難しいのか。難しいというか、馴染まない。

(観光部長)

- ・提案者と話をしたが、観光庁の主張は消費者と旅行事業者を比べた場合に、消費者の方が、事前にチェックしてからの契約ではないので、不利な立場にある。万が一、損害賠償となった場合に最優先で配慮されるための供託金というのは最低限の制度である。ということで、これまでも制度上、地域限定の旅行業の場合には額を下げるなど、制度的に対応してきているという前提の中で、提案者の方は、代替措置ということではなくて、そもそも不要と。それは諸外国でもリゾー

ト地では日本のような仕組みはなくて、しかも現に電話一本で営業しているというわけではなく、ホテル、旅館を営業し、消費者保護をないがしろにしているわけではないということで、観光庁の最低限の消費者保護との接点が難しかった。

(知事)

- ・旅行業以外の様々な業でも、消費者側に対して不利益が生じる恐れがあるが、全ての業態において、保証金とか取っているわけではない。旅行業が必要な理由は何なのか。

(観光部長)

- ・消費者が事前に、例えば旅行契約をする時に、交通機関の下見をしたり、旅行先の内容をチェックしたりした上で、旅行会社と契約をするわけではなくて、そのようなことなしに、一般的には旅行会社と約款に基づいて契約をする。従って消費者の方が不利な立場となる。そこを最低限の保護をしなければいけないというのが観光庁の主張。

(知事)

- ・ここで一つ一つ議論はできないが、例えば世界一周旅行百万円の旅を売る旅行業者があった場合、そのようなところは、それなりに信用料を担保してもらわないといけないというのは、何となく分からなくもない。それが絶対必要かというのは分からなくはない。ここで我々が考えようとしている提案者の趣旨は、着地型観光で来た時に、周りの例えばどこに行けばサイクリング自転車が借りられますよとか、少なくとも何十万円もするような旅行商品売るということを想定しているのではない気がする。そこまで必要なのかというのは、やや疑問を感じる。

(観光部長)

- ・私どもも提案者の趣旨は理解をした上で、特区制度全般について、先ほどのとおり、例えば規制側の主張に対して、代替措置で十分担保できるというのが説得力のある提案だと思っている。この場合に代替措置というのは貸借対照表でしっかり資産があるという確認をもって代替措置として出来るのではないかという考えもあるが、そもそも不要という考えで接点がなかなか難しい。

(知事)

- ・私が今言ったのは、どちらかという代替措置で補完するというのではなくて、全ての旅行業としての業態を見た時に、消費者側の金銭的な支出負担が大きくて、そこは安全性を担保しなければならないといった部分は必要かもしれないが、例えば今日相談にのってもらって、あそこを斡旋しましたという話とは質的に違うというのが私の問題意識。ここで議論しても仕方がないが、そういうところも含めて、産業をどのように活性化させるかというのが基本的な視点で、現行の規制が全く必要性ないからあるわけではないと思うし、それなりにそれぞれの規制に理屈があるからあるのだろうが、長野県をローカルで考えたときに、あるいは長野県で行われている活動を見たときに本当に必要なのか。あるいは時代が変化している中で、今の時代に相応しいものなのか、ポジティブな視点で見てもらうことが大事だと思うので、全体的にそのような観点で、商工労働部は大分頑張っていて整理してもらっているとは思いますが、是非各部長がそれぞれ責任を持ってしっかり見てもらいたいと思うので、よろしく願います。

<その他>

(商工労働部長)

- ・第6回は来年の2月頃、新年度予算とタスクフォースの関係も含めて議論したいと思う。今後とも積極的な対応をよろしく願います。

<終了>